

◆展示会に誘われ、断り切れずに何度も着物を購入

「着物の展示会に誘われ、『買うつもりはない』と伝えたのに、会場でスタッフ数名に囲まれ、質問に答えただけで買ったような雰囲気になり、契約してしまった。その後も『見るだけでいいから』と長時間勧誘されて断りきれず、何度も契約し、総額1千万円以上も使ってしまった。(70歳代 女性)」という情報が寄せられています。

最近では「アルツハイマー治療中の母が着物を次々に買わされていた。家に呉服店の伝票(15枚で1千万円)を発見したが着物は無い」という相談が入りました。この件は、消費者センターの相談員が伝票の不明点や商品の有無について指摘し、診断書と手紙を送ることを事業者に伝えたところ、既支払金とカード決済分については返金されました。

家族や介護関係者、友人などの気付きがなかった場合、誰にも相談できないまま、被害が深刻化していくケースもあります。高齢者宅に見慣れないものや不審な契約書がないかなど、日ごろから気を配りましょう。



▲販売員に誘われて展示会に行ってしまったハニーばあちゃん

◆訪問買取の電話勧誘にご注意!

「同居している母が『古着の買い取りをしたい』という電話勧誘に応じてしまい、今日業者が来るがどうしたらいいか」という相談がありました。

事業者から「バザーで出品する着物類を探しているので、自宅を訪問したい」と言ってきたようで、いつもは断っていたが、勧誘があまりにもしつこかったので、訪問を受け入れたとのこと。家に入ると貴金属を安く買いたたく事業者もあり、訪問買取に関するトラブルの相談は非常に多く寄せられています。



消費者が「来てほしい」と要請しない限り、事業者は勧誘が禁止されています。

自宅に訪問された際は、インターホン越しに断り、買取依頼をする意思がないことをはっきり伝え、断るようにしましょう。

◆大阪市消費者センター(住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階)

・消費生活相談専用電話: 6614-0999

大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時~午後5時、12/29~1/3を除く)

- ・メール相談: 大阪市消費者センターホームページから「メール相談」にアクセス
- ・面談: 大阪市消費者センター(※予約不要)
その他の面談場所(※要予約 6614-0999)
 - ・天王寺サービスカウンター
 - ・市民相談室(市役所1階)
 - ・クレオ大阪各館[子育て活動支援館・西部館・南部館・東部館・中央館]

